

「贈与税の課税対象となる財産について」

税務大学校 研究部
教授 森田 哲也

本日の内容

- 1 贈与税・相続税の近年の動向
(中立性の議論)
(統計資料、報道資料)
- 2 本来の贈与財産
- 3 非課税財産
- 4 みなし贈与財産

贈与税とは

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した者に対して、その取得財産の価額を課税標準として課税される租税。

贈与税の機能

○ 相続税を補完する機能

生前に相続人に財産を贈与することによって、相続税の回避が可能であると、税負担の公平が保てなくなる。

→生前贈与に対して課税が必要。

このため、相続税に比べ、課税最低限が低く、税率の累進度合が高い。

令和4年税制改正の大綱(相続税・贈与税のあり方)

わが国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在しており、贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定されている。このため、将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある一方で、相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能となっている。

今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

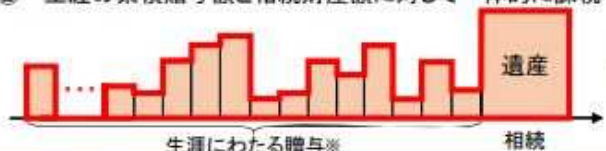
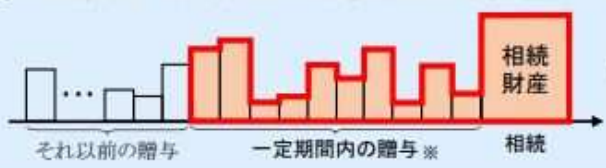
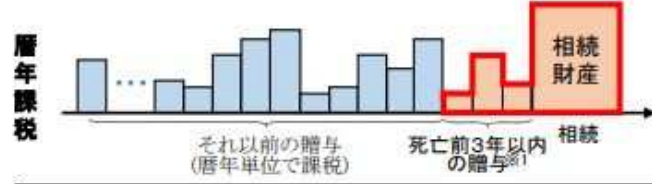
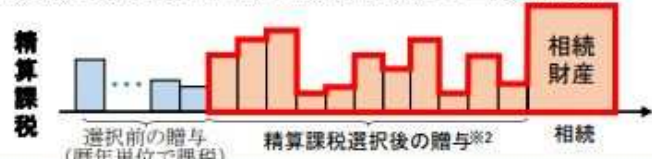
あわせて、経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。

資産移転の時期の選択に中立的な税制

- 資産の移転の時期(回数・金額含む)に関わらず、納税者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となることを、「資産移転の時期の選択に中立的」という。
- 贈与者(取得者)は、税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産の移転が促される。一方で、意図的な税負担の回避を防止される。
- 主要国(米、独、仏)では、贈与税・遺産税(相続税)の税率表が共通で、相続・贈与に係る税負担の中立性が確保される制度を設けている。

※ 内閣府HP 第4回税制調査会(2020年11月13日)資料一覧より

諸外国の制度との比較

<p>米 (遺産税方式)</p>	<p>①贈与税と遺産税は統合されており、 ②一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>○に遺産税(相続税)を一体的に課税</p> <p>※ 過去贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、遺産税額から控除(控除不足額は還付)</p>	<p>一生涯の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>⇒資産移転の時期に 中立的</p>
<p>独・仏 (遺産取得課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は統合されており、 ②一定期間(独10年、仏15年)の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>○に相続税を一体的に課税</p> <p>※ 過去贈与分に対応する税額(過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p>	<p>一定期間の生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>⇒資産移転の時期に 中立的</p>
<p>日本 (法定相続分課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は別体系であり、 ②相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税</p> <p>暦年課税</p>  <p>○に相続税を課税</p> <p>※1 死亡前3年間の贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p> <p>①贈与税と相続税は別体系であるが、 ②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p> <p>精算課税</p>  <p>○に相続税を一体的に課税</p> <p>※2 選択後の累積贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付)</p>	<p>【暦年課税】 生前贈与と相続では税負担が大きく異なる</p> <p>⇒資産移転の時期に 中立的でない</p> <p>【相続時精算課税】 選択後は生前贈与と相続で税負担は一定</p> <p>⇒資産移転の時期に 中立的</p>

※ 内閣府HP 第4回税制調査会(2020年11月13日)資料一覧より

贈与税の非課税措置

① 教育資金の一括贈与(1,500万)

令和2年度 21,660人 平均600万円

② 結婚・子育て資金の一括贈与(1,000万)

363人 平均460万円

③ 住宅取得等資金の贈与(1,000万、500万)

60,142人 平均1,100万円(令和2年の非課税限度額は、最高3,000万円)

※件数は、国税HP 統計資料令和2年度より

贈与税の申告の状況(令和2年分)

区分	人数	金額
申告状況	489,926	2兆1,429億円
課税状況	402,536	2兆1,025億円
贈与税額	359,220	2,821億円

※件数は、国税HP 統計資料令和2年度より

贈与税の实地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比
		令和元事務年度	令和2事務年度	
①	实地調査件数	3,383 件	1,867 件	55.2 %
②	申告漏れ等の非違件数	3,217 件	1,769 件	55.0 %
③	申告漏れ課税価格	218 億円	109 億円	50.1 %
④	追徴税額	78 億円	37 億円	47.9 %
⑤	1 実 件 地 当 調 た り 査 申告漏れ課税価格 (③/①)	643 万円	584 万円	90.8 %
⑥	追徴税額 (④/①)	231 万円	201 万円	86.7 %

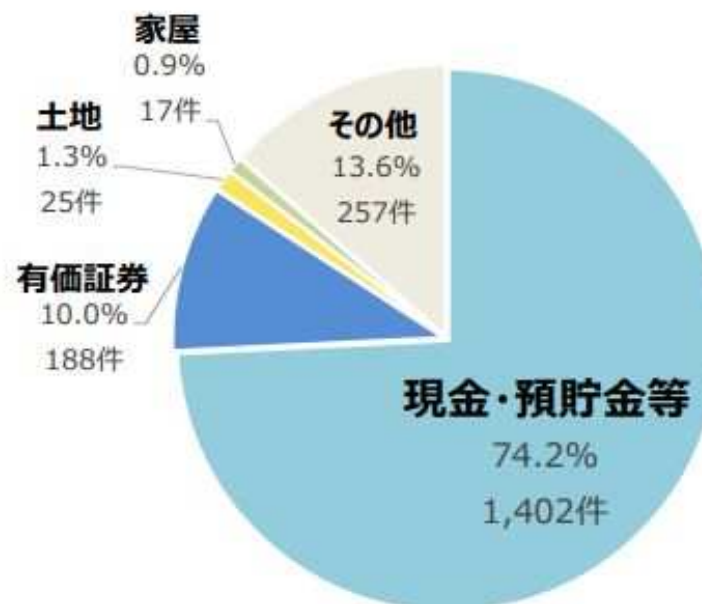
国税庁HP 報道発表より

贈与税の実地調査の状況2

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



○ 調査事績に係る財産別非違件数



国税庁HP 報道発表より

加算税の状況

過少申告加算税		無申告加算税		重加算税	
人数	金額	人数	金額	人数	金額
345	6,000万円	11,434	8億円	21	7,700万円

国税庁HP 統計資料令和2年度より

贈与税の課税財産

① 本来の課税財産

贈与によって取得した財産

贈与契約、財産の名義変更がある場合

② みなし贈与財産

贈与により取得したものとみなしている財産

保険金、債務免除、信託財産、その他利益の享受

贈与とは(本来の課税財産)

民法549条

贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

課税対象となる財産の意義（本来の課税財産）

相続税法基本通達11の2-1（「財産」の意義）

相続税法に規定する「財産」とは、金銭に見積ることができる経済的価値のあるすべてのものをいう。

- 財産には、物権、債権及び無体財産権に限らず、信託受益権、電話加入権等が含まれる。
- 財産には、法律上の根拠を有しないものであっても経済的価値が認められているもの、例えば、営業権のようなものが含まれる。

たとえば、暗号資産は、「資金決済に関する法律」により「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と規定されていることから、暗号資産を贈与により取得した場合には、贈与税が課税されることになる。



暗号資産（仮想通貨）



デジタルコンテンツ

暗号資産のQ&A(本来の贈与財産)

26 暗号資産を相続や贈与により取得した場合

問 暗号資産を相続や贈与により取得した場合の課税関係はどうなりますか。

答 被相続人等から暗号資産を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税が課税されます。

相続税法では、個人が、金銭に見積もることができる経済的価値のある財産を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税の課税対象となることとされています。

暗号資産については、決済法上、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と規定されていることから、被相続人等から暗号資産を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税が課税されることとなります。

(注) 暗号資産の贈与等をした個人の課税関係

個人が、贈与(相続人に対する死因贈与を除く。)又は遺贈(包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。)により暗号資産を移転させた場合には、所得税の計算上、その贈与又は遺贈の時ににおける暗号資産の価額(時価)を総収入金額に算入する必要があります。詳しくは、「16 暗号資産を低額(無償)譲渡等した場合の取扱い」をご覧ください。

財産の名義変更があった場合(本来の課税財産)

相続税法基本通達9-9

不動産、株式等の名義の変更があった場合において、対価の授受が行われていないとき又は他の者の名義で新たに不動産、株式等を取得した場合においては、これらの行為は、原則として贈与として取り扱うものとする。



非課税となる贈与財産

- ① 法人からの贈与
所得税(一時所得)の課税
- ② 扶養義務者相互間における生活費又は教育費に充てるための贈与
通常必要と認められるもの
- ③ 公職選挙の候補者が選挙運動に関し贈与により取得した財産
公職選挙法により報告されるもの(所得税も同じ)
- ④ 社交上必要と認められる香典等
香典、年末年始の贈答、祝い物、見舞い(所得税も同じ)

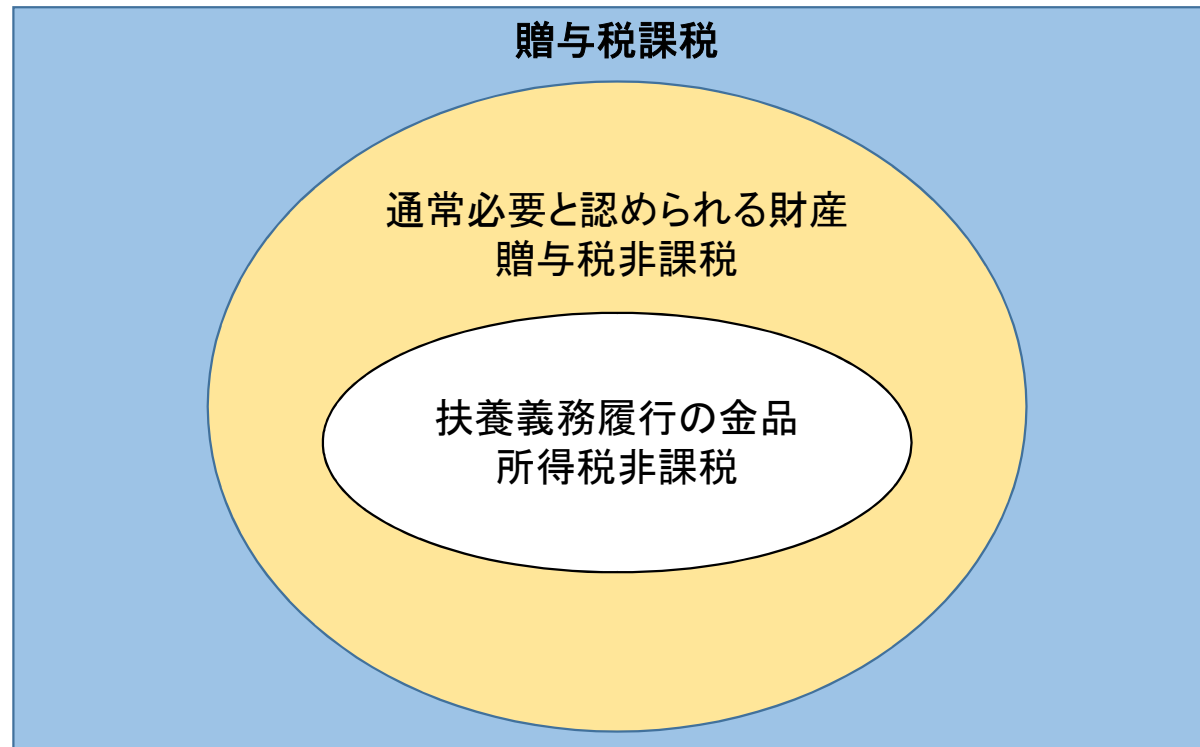
生活費、教育費の贈与（非課税となる贈与財産）

扶養義務者相互間における生活費又は教育費に充てるための贈与により取得した財産のうち、通常必要と認められるものは非課税

扶養義務者・・・配偶者、直系血族、兄弟姉妹、
3親等内の親族（審判を受けて扶養義務者となった者又は、生計を一にする者に限る。）

※ 所得税も「学資に充てるために給付される金品及び扶養義務者相互間において扶養義務を履行するため給付される金品」を非課税とする。

生活費の供与(所得税と贈与税の違い)



酒井克彦『所得税法の論点研究』5頁(財経詳報社、2011)5頁より

生活費(非課税となる贈与財産)

「生活費」とは、通常の日常生活を営むのに必要な費用(教育費を除く。)をいい、日常的な衣食住に必要な費用だけでなく、治療費や養育費その他これに準ずるものを含む。

「通常必要と認められるもの」

- ・ 被扶養者の需要と扶養者の資力その他一切の事情を勘案して、社会通念上適当と認められる範囲の財産
- ・ 必要な都度贈与されるもので、預貯金等に充当したものは非該当
但し、離婚や認知等により一括して取得した金銭については、子の年齢その他一切の事情を考慮して判断。

生活費(治療費、養育費等)の具体例

- 学生である子への仕送り、アパート賃貸料

- 妊娠、出産、子育てに関する費用
不妊治療費用、分娩・入院費、子の治療、入園料・保育料
ベビーシッター費用

- 結婚に関する費用
婚礼に係る費用、新居に係る賃料・敷金礼金、引っ越し費用

国税庁HP「扶養義務者(父母や祖父母)から「生活費」又は「教育費」の贈与を受けた場合の贈与税に関するQ&A」
内閣府HP「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」Q&A

教育費(非課税となる贈与財産)

「教育費」とは、被扶養者の教育上通常必要と認められる、学資、教材費、文具費等をいい、義務教育の費用に限らず、広く、幼稚園、高校、大学、各種学校等の教育に要するものも含む。

「通常必要と認められるもの」

- 被扶養者の需要と扶養者の資力その他一切の事情を勘案して、社会通念上適当と認められる範囲の財産
- 必要な都度贈与されるもので、預貯金等に充当したものは非該当
但し、離婚や認知等により一括して取得した金銭については、子の年齢その他一切の事情を考慮して判断。

教育費の具体例(非課税となる贈与財産)

- 入学金、授業料、施設費、修学旅行代、学用品など
- 塾やスポーツ、芸術活動等の習い事の月謝
- 通学定期代、留学渡航費
- 学童保育、放課後デイサービス等に係る費用
- 自動車学校の費用

奨学金の返還は、非該当、下宿代は生活費

国税庁HP「扶養義務者(父母や祖父母)から「生活費」又は「教育費」の贈与を受けた場合の贈与税に関するQ&A」

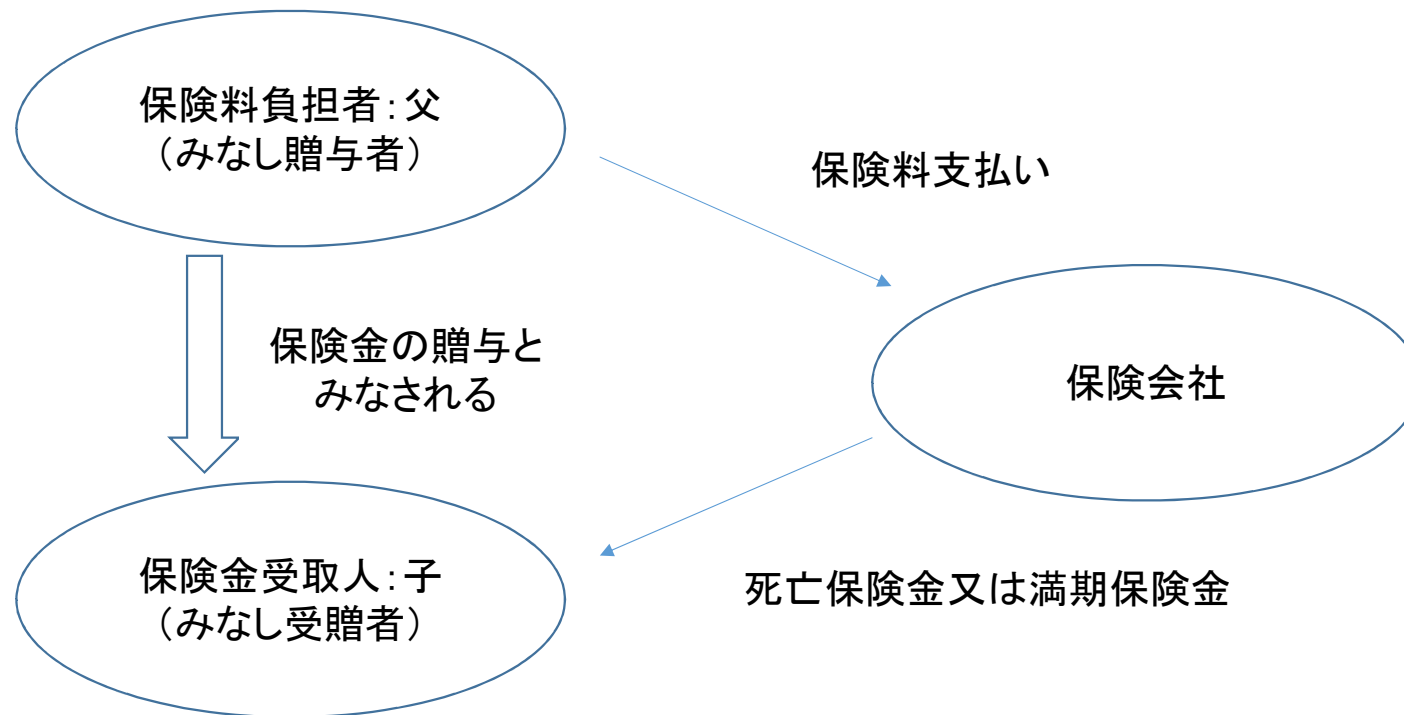
文部科学省HP「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」Q&A

みなし贈与財産

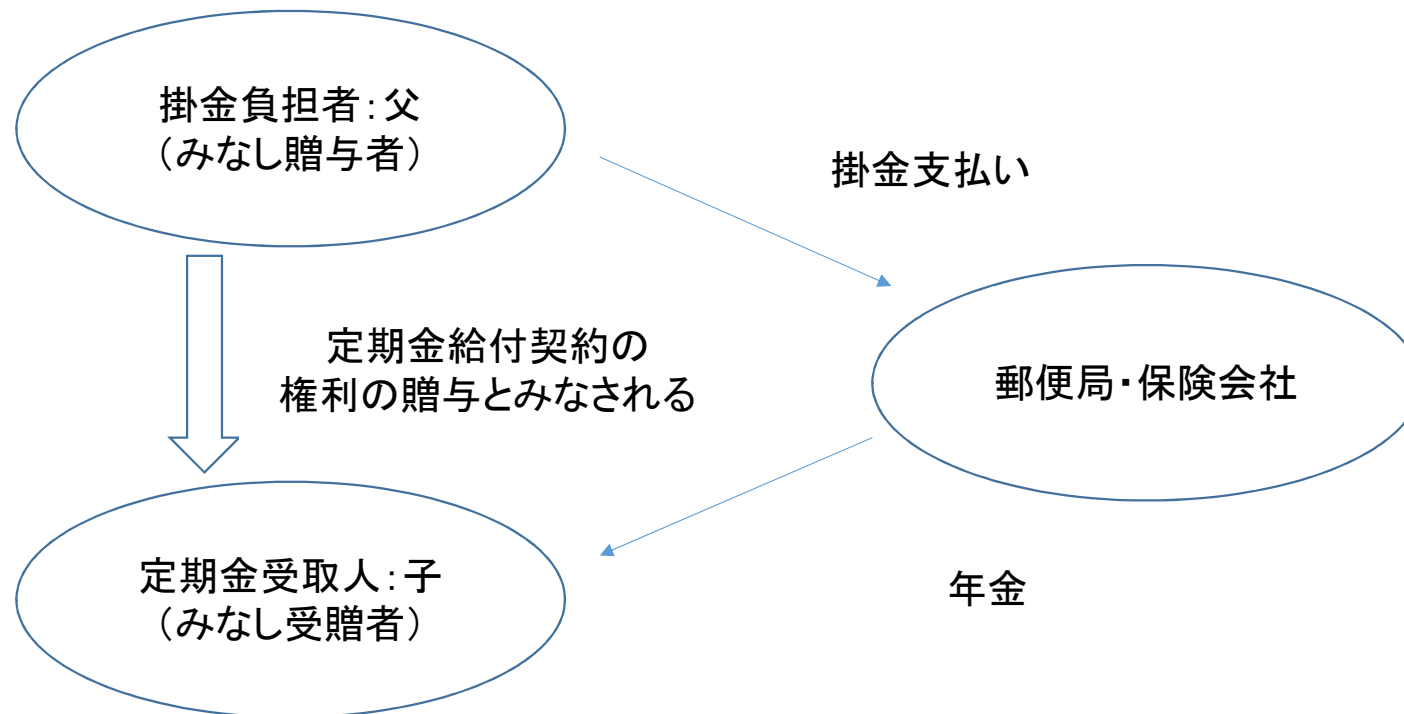
次の財産は、みなし贈与財産として贈与税の課税財産に含めている。

- ① 保険金(相法5)
- ② 定期金(相法6)
- ③ 低額譲受(相法7)
- ④ 債務免除(相法8)
- ⑤ その他の利益の享受(相法9)
- ⑥ 信託財産(相法9の2～9の6)

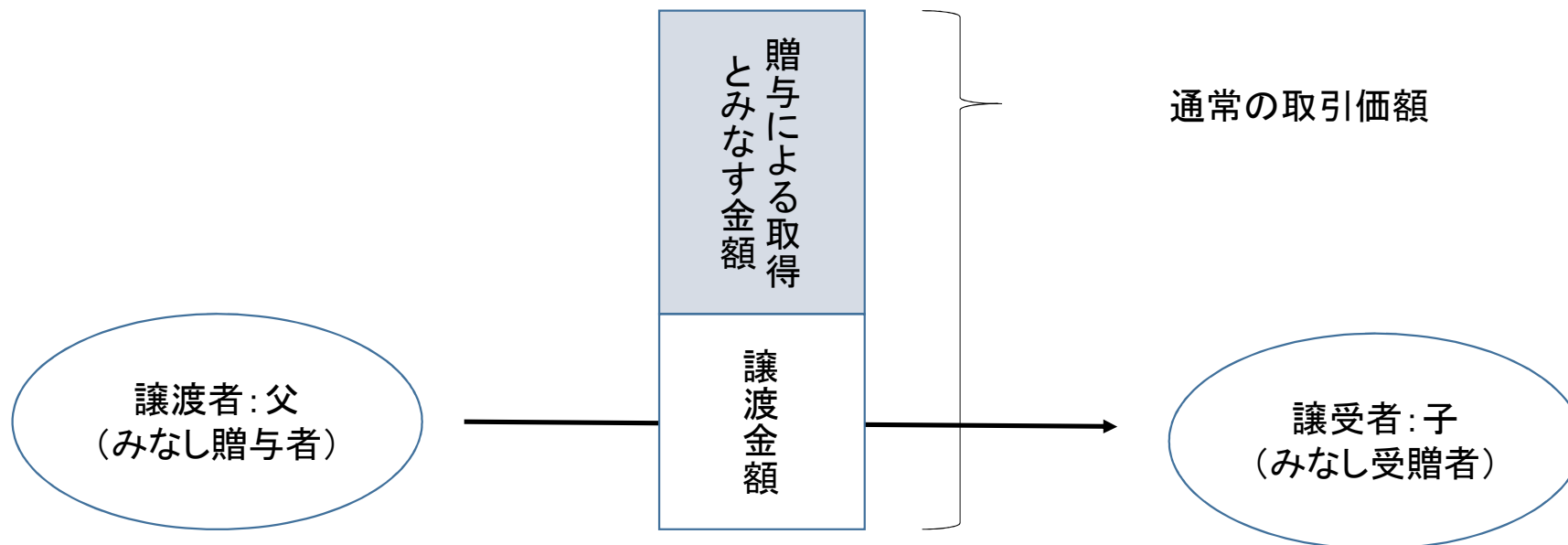
保険金(みなし贈与財産)



定期金給付契約(みなし贈与財産)



低額譲受(みなし贈与財産)



債務免除等(みなし贈与財産)

債務免除(民法519)、債務引受(民法474)等により、債務の消滅・減少という利益を受けた場合には、その債務の金額に相当する金額を、贈与により取得したものとみなす(相法8)。

ただし、債務者が資力を喪失し、その債務者の扶養義務者によって、その債務の引受け、弁済がなされたときは、この規定を適用しないものとし、贈与税を課さないこととしている。

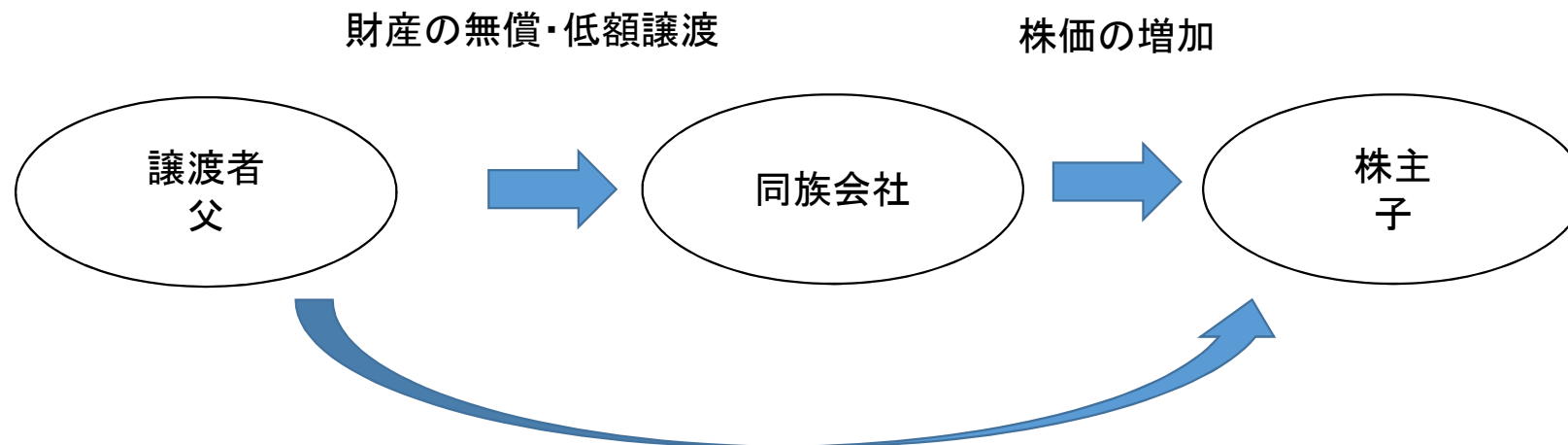
その他の利益の享受(みなし贈与財産)

相続税法5条(保険金)から第8条(債務免除)及び第9条の2(信託財産)等の場合を除き、対価を支払わないで又は著しく低い対価の額で利益を受けた場合においては、その利益を贈与により取得したものとみなす(相法9条)。

「利益を受けた」とは、利益を受けた者の財産の増加又は債務の減少があつた場合をいい、労務の提供を受けたような場合は、含まない。

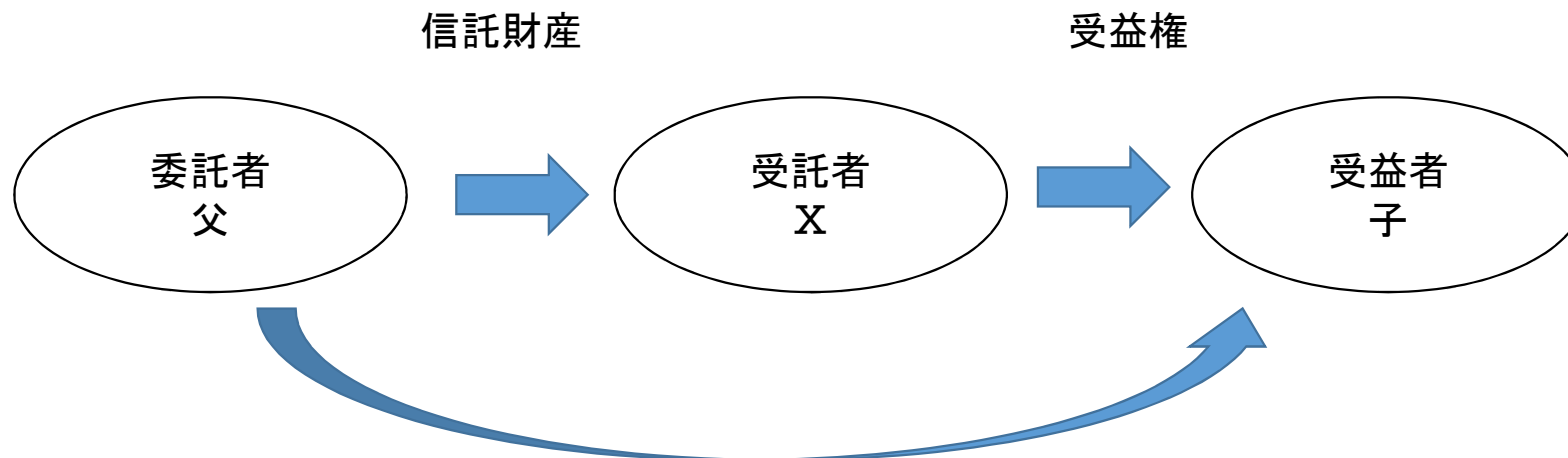
例 高額譲渡、会社への贈与＝会社の株主への贈与

経済的利益の享受(みなし贈与財産)



財産が無償又は低額で、会社に提供されると、会社財産が増加したことにより、株式の価格が増加することから、その増加部分を贈与により取得したものとみなす(相法9)。

信託財産(みなし贈与財産)



土地など信託財産の所有権は受託者に移転し、子が取得するのは受益権であるが、土地を贈与により取得したものとみなす(相法9の2)。教育資金、結婚子育て資金については、非課税制度がある。

みなし贈与に関する過去の税理士試験の問題

問2 次の設例に基づき、以下の問に答えなさい。

[設例]

Xは、平成20年4月に、Yに対し消費貸借契約に基づき金銭を貸し付けた。Xは、金銭債権の保全のためYが所有する土地Zに抵当権を設定した。令和2年8月に、Yは、土地Zの譲渡をもって代物弁済を行い、Xは、Yに対して有する金銭債権の残額(代物弁済直前の額)を消滅させた。

[問]

代物弁済が行われたことにより、贈与税の課税が問題となる場合について、関連する条文とその趣旨に触れつつ説明しなさい。

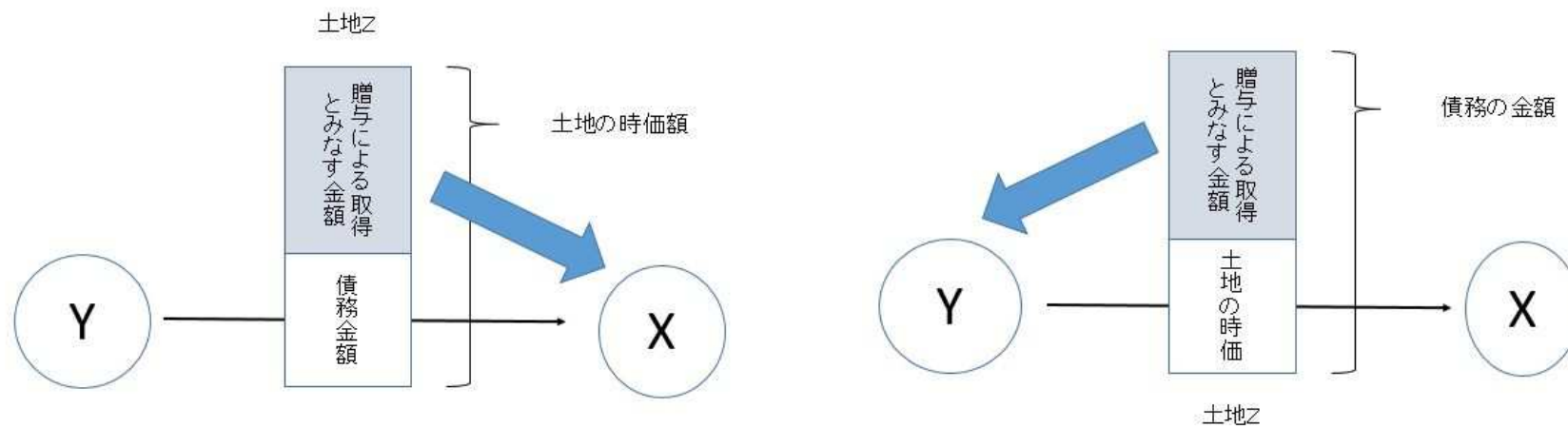
国税庁HP 税理士試験 過去の試験等より(令和2年度相続税法)

出題のポイント(国税庁HP 過去の試験問題より)

問2

相続税法は、法律적으로는贈与により取得したものではない財産であっても、実質的には贈与により取得した場合と同様の経済的効果を持つ財産については、課税の公平を図る観点から贈与により取得したものとみなして贈与税の課税対象としている。

本問は、相続税法の実務において非常に重要な低額譲受及び債務免除が行われた場合に適用される相続税法の規定及びその趣旨について正しく理解されているかを問うものである。



ご清聴ありがとうございました。